

平成 22 年 10 月 1 日以降始期契約用

御中

会社役員賠償責任保険（D&O保険）
のご案内

[引受保険会社]

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

ごあいさつ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のお引立てを賜り厚く御礼申し上げます。

さて、日本の企業社会の構造は大きく変わりつつあり、株式の持合解消、企業買収および法制度の改正等を背景に、企業経営を監視する株主・投資家あるいは顧客の目は一段と厳しくなっております。役員個人で負担するには高額な賠償判決となる事例も見られるようになりました。

このような状況にあって予測が困難な賠償リスクに備え、弊社では「会社役員賠償責任保険（D&O保険）」をご用意いたしております。

つきましては、以下にこの保険の内容につきご案内申し上げますので、貴社の経営管理の一環としてご検討いただき、ご採用賜りますようお願い申し上げます。

敬具

1. 会社役員の責任

会社役員の皆さまの責任には、「会社に対する責任」と「第三者に対する責任」があります。

会社に対する責任 <株主代表訴訟>

役員等の善管注意義務（会社法第 330 条、民法第 644 条）その他の義務に違反する行為によって会社に生じた損害について、株主が会社に代わって損害賠償請求を行うものです。たとえば、違法配当、貸付金の回収不能、投資の失敗などによって会社に損害が生じた場合が考えられます。

役員等の任務懈怠責任（会社法第 423 条）

- ・善管注意義務違反（会社法第 330 条、民法第 644 条）
- ・忠実義務違反（会社法第 355 条）
- ・競業取引規制違反（会社法第 356 条第 1 項第 1 号）
- ・利益相反取引規制違反（会社法第 356 条第 1 項第 2 号第 3 号）

会社財産の社外流出に伴う役員等の責任（会社法第 462 条等）

- ・分配可能額を超えた剰余金の配当（会社法第 461 条第 1 項第 8 号）
- ・分配可能額を超えた自己株式の取得（会社法第 461 条第 1 項第 1 号から第 7 号）

第三者に対する責任 <第三者訴訟>

役員等は、その職務を行うにつき悪意または重大な過失がある場合に個人的に責任を負わなければなりません。たとえば、放漫経営（杜撰な与信行為、赤字経営の継続、経営判断の失敗等）、決済見込みのない取引（放漫な資金調達、手形による借財、融資手形の振出・与信行為、請負工事等）によって第三者に損害が生じた場合が考えられます。

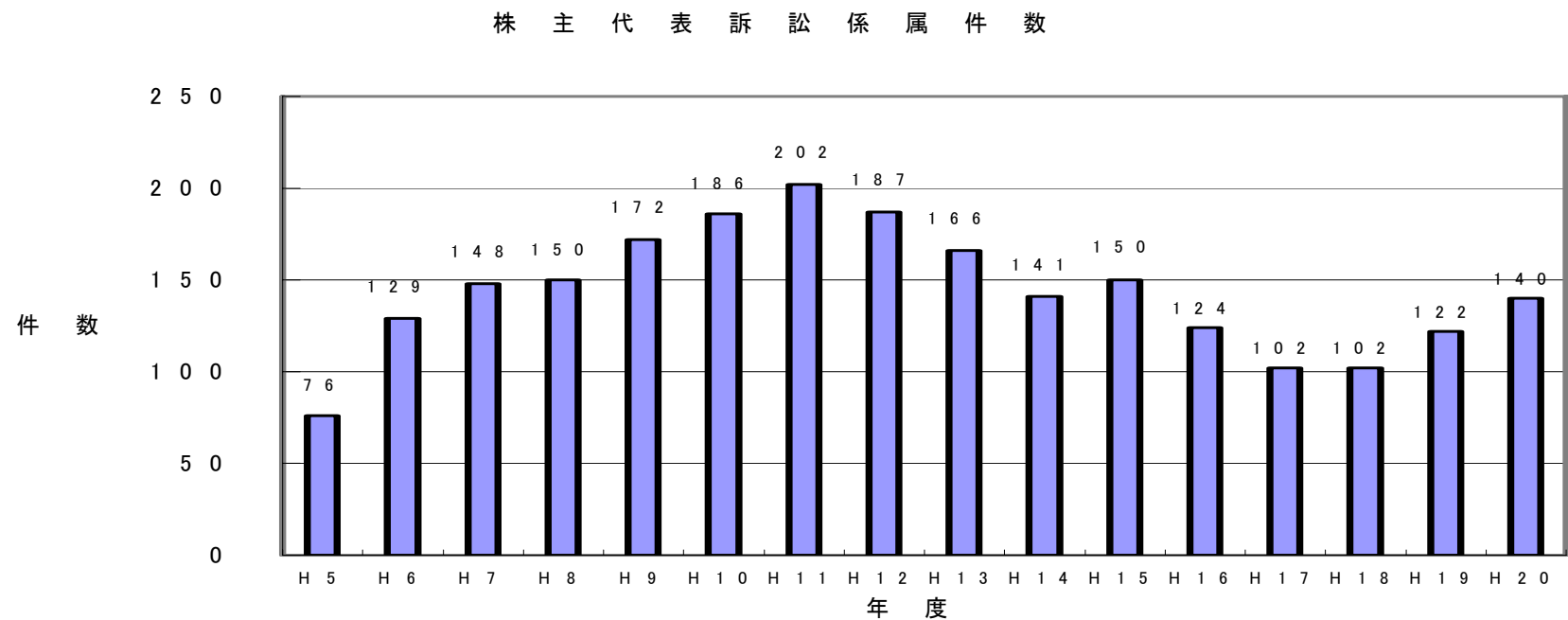
取引先・ユーザーからの訴訟（会社法第 429 条、民法第 709 条）

取引先、ユーザーなどが役員等の善管注意義務違反等の義務違反行為によって被った損害について、役員個人に対して損害賠償請求を行うものです。たとえば、個人情報の漏えいなどによってユーザー等に損害が生じた場合が考えられます。

投資家（株主、社債保有者など）からの訴訟（金融商品取引法第 21 条、第 22 条、会社法第 429 条など）

投資家が役員等の情報開示義務違反等の任務懈怠によって被った損害（株価の下落など）について、役員個人に対して損害賠償請求を行うものです。

➤ 株主代表訴訟の係属件数（地方裁判所）



	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
地裁	76	129	148	150	172	186	202	187	166	141	150	124	102	102	122	140

<参考資料>

商事法務資料版 194 号

商事法務 1590 号、1627 号、1666 号、1699 号、1735 号、1769 号、1809 号、1836 号、1869 号「最高裁の調べによる」

2. 会社役員賠償責任保険（D&O保険）の概要

会社役員賠償責任保険（D&O保険）は、貴社のすべての役員（取締役、執行役（委員会設置会社の場合）、監査役および会計参与）および保険証券に記載された貴社の子会社の役員が、役員の業務として行った行為（不作為を含みます。）に起因して、保険期間中に損害賠償請求を受けた場合に、役員（被保険者）が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いいたします。

ご契約者（記名法人）

貴社がご契約者（記名法人）となります。

被保険者（補償の対象となる方）＜基本契約部分＞

貴社のすべての役員（取締役、執行役（委員会設置会社の場合）、監査役および会計参与）および保険証券に記載された貴社の子会社の役員が被保険者となります。

- ・無記名式ですので、保険期間中に退任された方や新たに選任された方も保険の対象となります。
- ・亡くなられた役員の相続人に対しての請求もこの保険の対象となります。

会社法上の役員ではない執行役員も、「執行役員補償特約」をセットすることで被保険者に含めることができます。

被保険者＜オプション特約部分＞

※別途保険料を払い込みいただきます。

特約	被保険者
株主代表訴訟会社補助参加費用補償特約	会社（※1）
取締役等責任免除に関する公告・通知費用補償特約	会社（※1）
会社訴訟一部補償特約	役員
提訴請求対応費用・公告費用補償特約	会社（※1）
企業情報開示危険補償特約	記名法人のみ
会社補償特約（※2）	会社（※1）

※1：「会社」とは、記名法人および記名子会社とします。ただし、株主代表訴訟リスクのない100%子会社を除きます。

※2：海外子会社等の所在地の法律により、役員個人の責任を会社が補償することが認められている場合に限りセットできません。

対象となる子会社

貴社の子会社の役員も、子会社名を保険証券に記載することにより、保険契約の対象に含めることができます。（お引受けの際、子会社補償用告知事項申告書に必要事項をご記入いただきます。）

～この保険契約の対象となる子会社（注）とは～

「会社その総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社その経営を支配している法人として法務省令で定めるもの」（会社法第2条第3号）とし、「法務省令で定めるもの」については具体的には会社法施行規則第3条に次のように列挙されています。

(1) 議決権の50%超を自己（子会社等を含みます。）の計算で所有している場合

(2) 議決権の40%以上を自己の計算で所有して、次の①～⑤のいずれかに該当する場合

①自己所有等議決権割合（※）が50%超

②取締役会の構成員の過半数が自己の役員・業務執行役員・使用人

③重要な財務・事業の方針を決定する契約等が存在

④負債総額に占める自己が行う融資の割合が50%超

⑤その他重要な財務・事業の方針の決定を支配していることが推測される事実の存在

(3) 自己所有等議決権割合（※）が50%超となる場合（自己の計算において議決権を所有していない場合を含みます。）かつ、上記（2）の②～⑤のいずれかに該当する場合

※自己所有等議決権とは、次に掲げる議決権の合計をいいます。

①自己の計算において所有する議決権

②自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者が所有する議決権

③自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有する議決権

(注1) この保険の対象となる子会社は、原則として国内子会社でかつ株式を上場していない非上場の子会社に限ります。また、次に掲げる会社等で有効な支配従属関係が存在しないものは除きます。

ア 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の決定を受けた会社等

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の決定を受けた株式会社

ウ 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の決定を受けた会社等

エ その他アからウまでに掲げる会社等に準ずる会社等

(注2) 法人格を有しない組合や外国会社については、対象子会社にはできません。

(注3) 海外子会社については、各国の保険監督法による付保規制、税制上の問題等があり、また、会社法による役員の実務責任にも相違があるため、原則として、現地で保険手配することとし、この保険の対象外となります。

約款構成

会社役員賠償責任保険普通保険約款 (和文約款)

次の特約が自動セットされます。

- ①株主代表訴訟補償特約
- ②免責金額設定特約
- ③保険契約の締結または維持に関する損害賠償請求補償対象外特約
- ④故意、戦争、天災危険補償対象外特約
- ⑤日付誤認損害補償対象外特約
- ⑥初期解決費用補償特約
- ⑦応訴費用補償特約

ご契約条件により次の特約がセットされます。

- ①保険適用地域に北米が含まれる場合
 - ・米国従業員退職基金補償法に関する損害賠償請求補償対象外特約 (ERISA Exclusion)
 - ・米国証券取引所に関する損害賠償請求補償対象外特約 (SEA Exclusion)
- ②保険適用地域が日本国内のみの場合
 - ・日本国外危険補償対象外特約
- ③被保険者に「執行役員」を含める場合
 - ・執行役員補償特約
- ④キャプティブ保険会社に関する特約
- ⑤アスベスト損害等補償対象外特約
- ⑥専門業務危険補償対象外特約

オプション特約 ※別途保険料を払い込みいただきます。

- ①株主代表訴訟会社補助参加費用補償特約
- ②取締役等責任免除に係る公告・通知費用補償特約
- ③企業情報開示危険補償特約
- ④会社訴訟一部補償特約 (株主代表訴訟補償特約用)
- ⑤提訴請求対応費用・公告費用補償特約
- ⑥役員勝訴時縮小支払不適用特約
- ⑦役員勝訴時免責金額不適用特約

お支払いする損害と保険金 ～ 基本契約 <会社役員賠償責任保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)+株主代表訴訟補償特約>～

①お支払の対象となる損害

普通保険約款+株主代表訴訟補償特約では、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して保険期間中に損害賠償の請求がなされたことにより、被保険者が法律上負担すべき損害賠償金や弁護士費用などの争訟費用・示談交渉費用を保険金としてお支払いします。

損害賠償請求の形態	株主代表訴訟以外の第三者からの損害賠償請求		株主代表訴訟	
	役員が損害賠償責任を負わない場合	役員が損害賠償責任を負う場合	役員が損害賠償責任を負わない場合	役員が損害賠償責任を負う場合
お支払いする保険金	争訟費用・示談交渉費用	損害賠償金 争訟費用・示談交渉費用	争訟費用・示談交渉費用	損害賠償金 争訟費用・示談交渉費用
	← 普通保険約款 →			← 株主代表訴訟補償特約 →

②お支払いする保険金

法律上の損害賠償金 ※1

+

争訟費用（裁判費用、弁護士報酬など）・示談交渉費用 ※2

※1：次のものは保険金の対象外となります。

- ・ 法律上の罰金、科料、過料、課徴金、懲罰的賠償金、倍額賠償金（これに類似するものを含まず。）
- ・ 他人との約定によって加重された損害賠償金
- ・ 争訟費用のうち、被保険者または従業員の給与

※2：争訟費用・示談交渉費用は、引受保険会社が必要と認めたときは、損害賠償請求の解決に先立って、お支払いします。（「株主代表訴訟会社補助参加費用補償特約」「企業情報開示危険補償特約」は対象外となります。）ただし、その事案が最終的に免責条項（保険金をお支払いできない場合）に該当し、この保険の対象にならない場合には、お支払いした金額を返還していただきます。

お支払いする損害と保険金 ～ オプション特約 ～

(1) 株主代表訴訟会社補助参加費用補償特約

①お支払いする場合

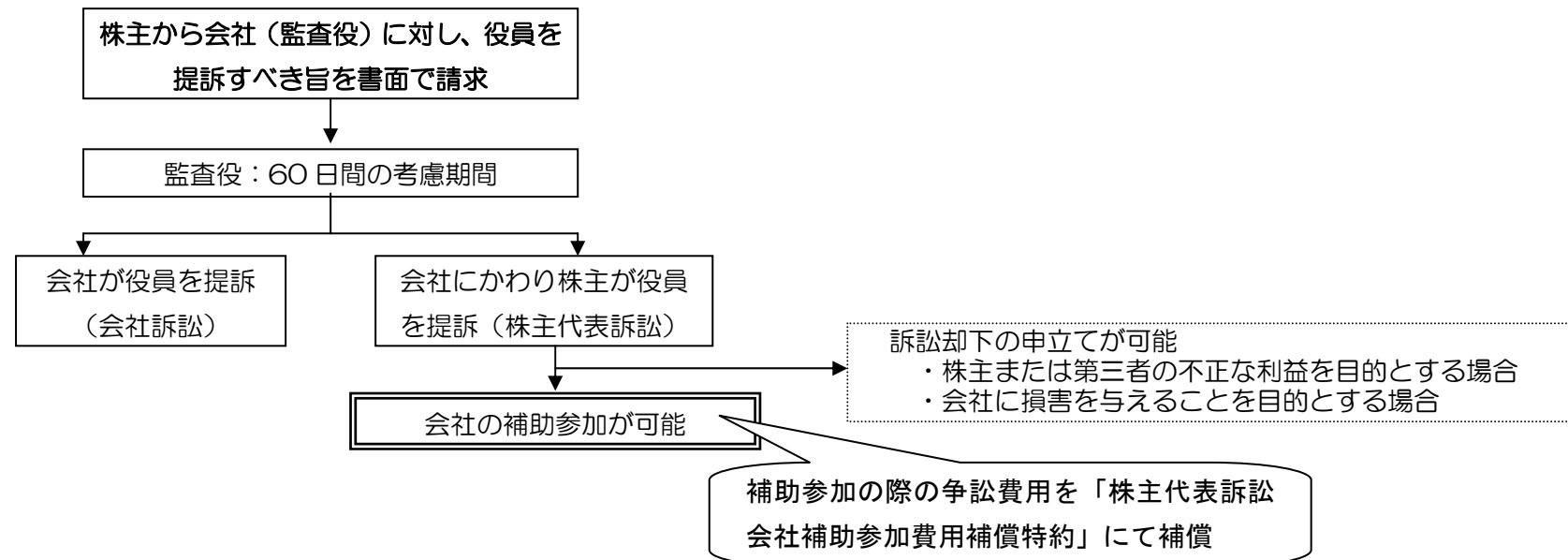
記名法人もしくはその子会社（以下「会社」といいます。）が、その役員を対象として日本国内で提起されている株主代表訴訟において、役員側に「補助参加」することによって「会社」が負担した費用を補償します。日本国内における費用のみが支払対象となります。

②お支払いする保険金

会社が代表訴訟に補助参加するにあたって支出した弁護士費用等の争訟費用

➤ 「補助参加」とは

訴訟における当事者（原告、被告）でない参加人という形で、他人間の訴訟の結果につき利害関係を有する第三者（この場合会社）が訴訟にかかわることをいいます。役員を勝訴させることによって自己の利益を守るために訴訟に参加することを指します（民事訴訟法第42条）。平成14年5月1日施行の改正商法により、株主代表訴訟においても認められました（旧商法第268条第8項）。この制度は会社法にも引き継がれています（会社法第849条第1項）。



(2) 取締役等責任免除にかかる公告・通知費用補償特約

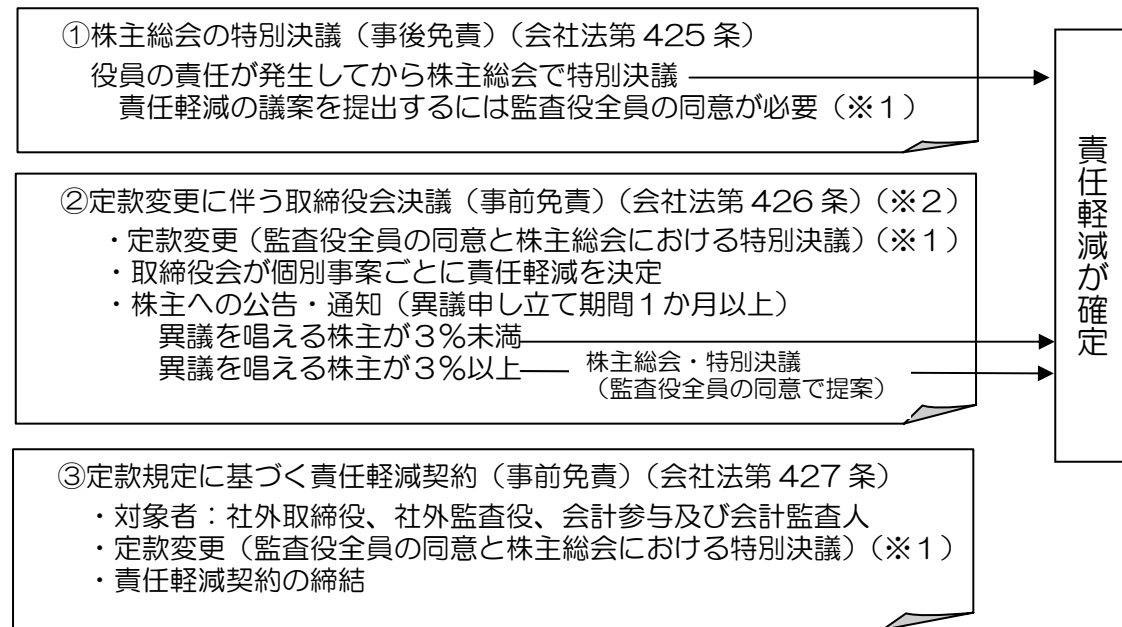
①お支払いする場合

定款の定めに従って、取締役会で取締役等（監査役を含む）の責任を免除する決議がなされた場合に、その事実を株主に公告・通知したことで「会社」が負担した費用を補償します。日本国内における費用のみが支払対象となります。

②お支払いする保険金

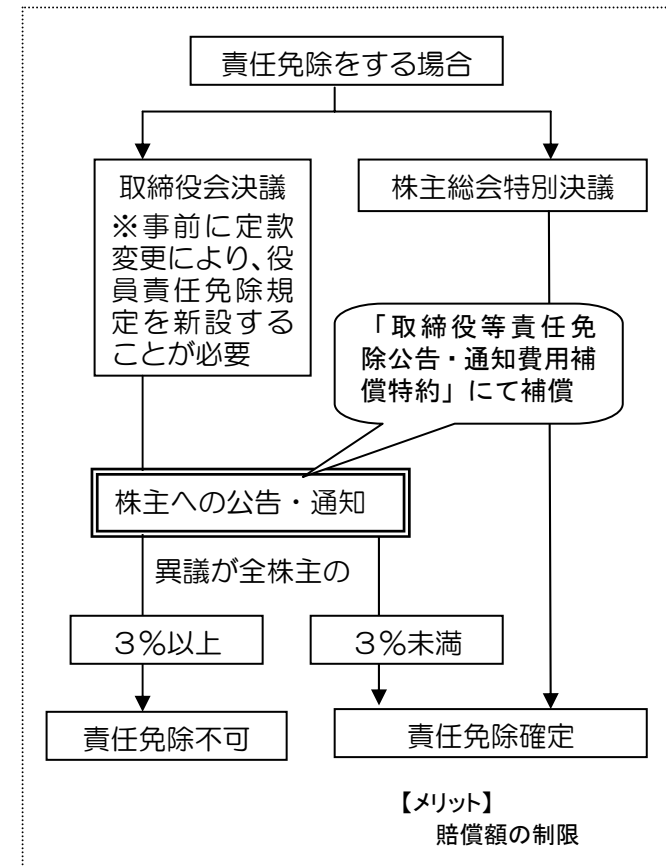
取締役会の責任免除決議を受けて、株主に対し公告する際の掲載費や株主へ郵送で通知する際の郵便代、印刷費等の費用

➤ 役員の責任額の軽減方法は以下の3つの方法があります。



※1：委員会設置会社の場合には、監査委員全員の同意が必要となります。

※2：この方法による責任軽減を利用することができる会社は、取締役が2人以上いる監査役設置会社または委員会設置会社に限られます。

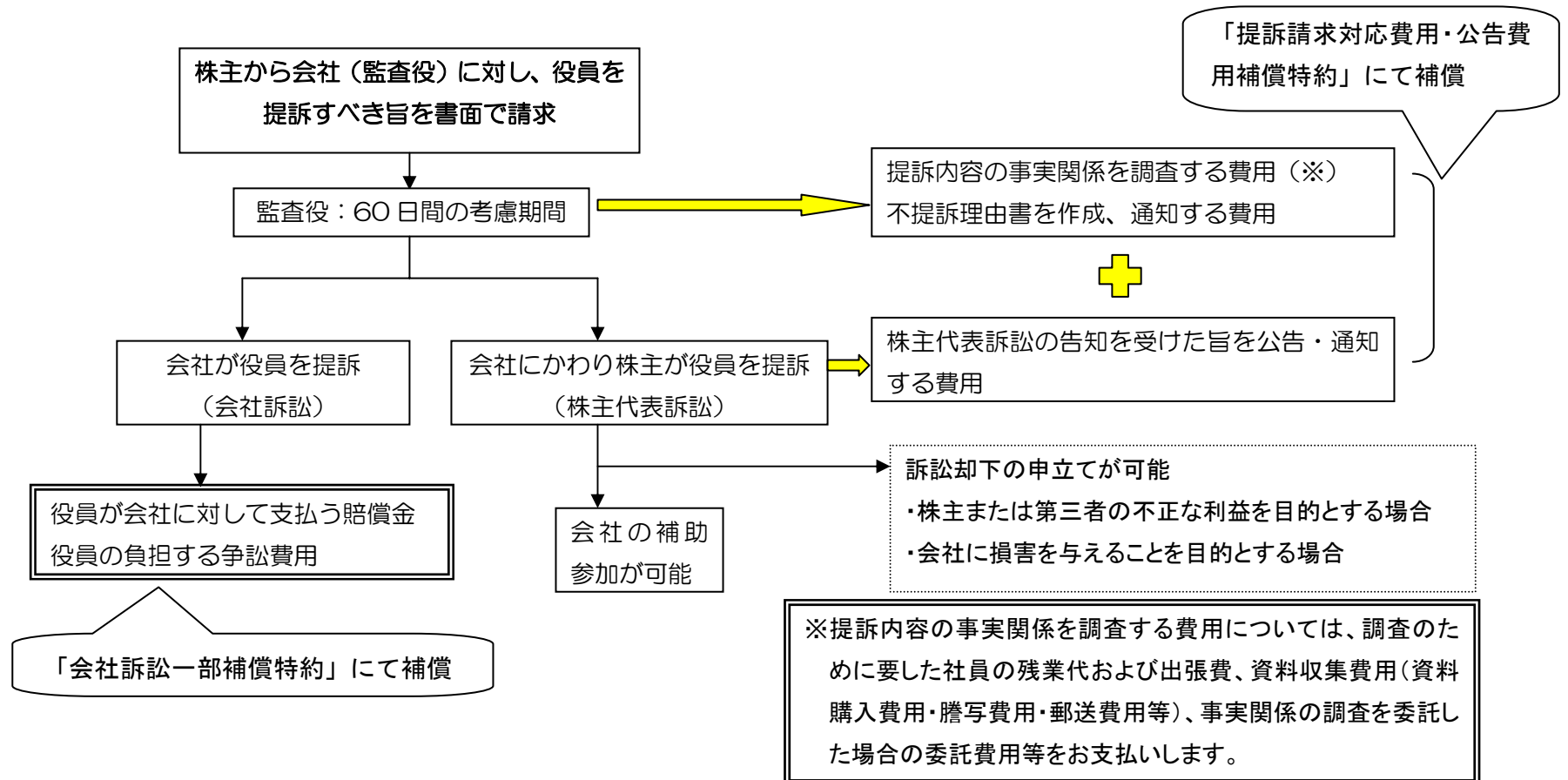


(3) 会社訴訟一部補償特約（株主代表訴訟補償特約用）

株主からの提訴請求により、会社が調査を行った結果、会社がその役員を提訴（会社訴訟）したことにより「役員」が負担する損害賠償金や争訟費用・示談交渉費用を補償します。

(4) 提訴請求対応費用・公告費用補償特約

会社法第847条第1項の規定により、株主からの提訴請求を受けた場合に会社が事実関係の調査を行うための費用（※）や請求対象者の役員を提訴しないこととした場合の不提訴理由書を作成し通知するための費用、株主代表訴訟の訴訟告知を受けた旨を公告または通知する費用を補償します。



(5) 企業情報開示危険補償特約 . . . 日本国内の証券取引所に上場している企業に限りセットすることができます。

企業の開示書類(※)の記載不備(不実記載や記載の欠如)に起因して有価証券保有者から損害賠償請求をされた場合に「記名法人」が負う損害賠償金や争訟費用・示談交渉費用を補償します。役員個人が責任を追及された場合については、基本契約の対象になります。

※企業の開示書類とは、以下のものをいいます。

金融商品取引法第二章企業内容等の開示に定める企業内容等の開示書類

会社法第 435 条第 2 項(旧商法第 281 条第 1 項)に定める計算書類および付属明細書

会社法第 444 条第 3 項(旧商法特例法第 19 条の 2)に定める連結計算書類

【旧証券取引法(現金融商品取引法)(2004年12月1日改正施行)の概要】

2004年12月の旧証取法の改正施行により、新規発行市場(注1)だけでなく、流通市場(注2)においても、有価証券報告書等(開示書類)の虚偽記載・記載欠落に対する企業(発行会社)の民事責任規定が定められました。

①流通市場における不実開示に関し、発行企業に無過失の損害賠償責任を課す規定が定められました。

②上記規定に関し、原告の立証の負担を軽減するために、因果関係および損害額の推定規定が定められました。

(注1) 新規発行市場とは、企業が新たに発行する有価証券(株券や債権など)の出資者(投資家)を募集する市場のことをいいます。

(注2) 流通市場とは、すでに発行された有価証券(株券や債権など)が投資家の間で売買される市場のことをいいます。投資家は、保有している有価証券の売り付け、買い付けを行うことができます。

責任主体	流通市場	改正前	改正後	補償範囲
企業	新規発行	・無過失責任 ・損害額の推定規定あり	変更なし	企業情報開示危険補償特約にて補償します。
	流通市場	規定なし	・無過失責任 ・損害額の推定規定あり	
役員	新規発行	・過失責任	変更なし	基本契約にて補償します。
	流通市場	・役員に立証責任 ・損害額の推定規定なし		

【有価証券を発行する企業の損害賠償責任】

- ・発行企業は開示書類に虚偽記載があるときは、その書類が公衆縦覧に供されている間に有価証券を募集または売出しによらないで取得した者に対し、虚偽記載による損害を賠償する責任を負います。
- ・有価証券報告書、半期報告書等の改正法第 25 条第 1 項に掲げる書類の提出者の責任は無過失責任とされています。

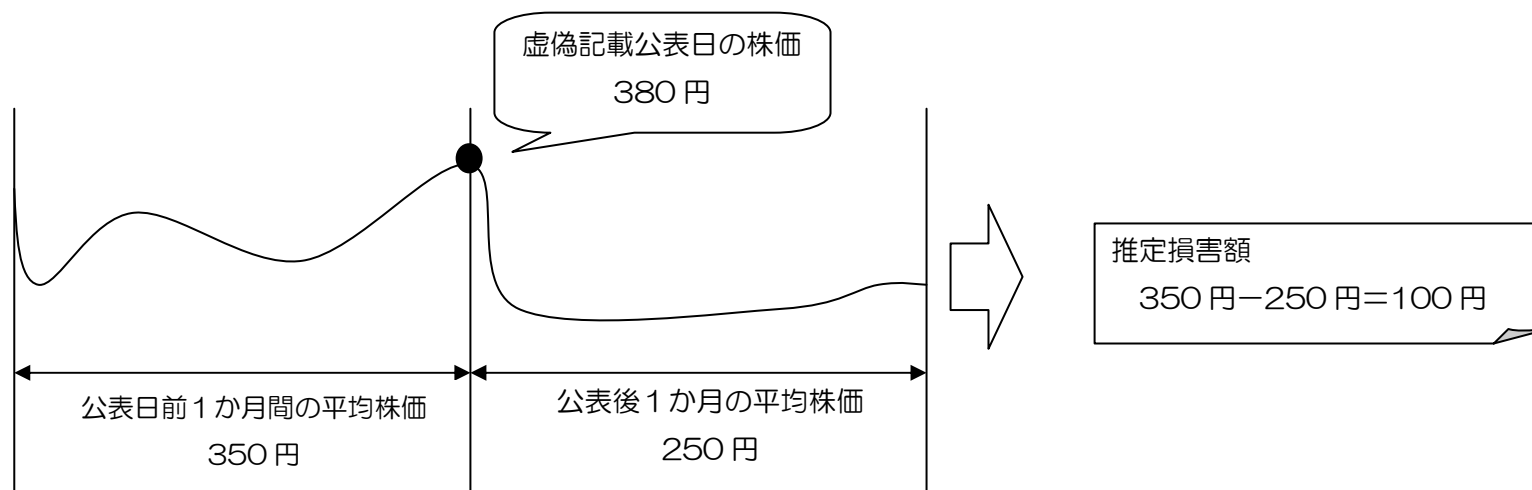
【損害賠償請求者】

- ・請求権者は、虚偽記載があったことを会社が公表した日から遡って 1 年以内に当該有価証券を取得し、かつ公表日において引き続き所有する者に限定されます。ただし、記載が虚偽であることを有価証券の取得者が取得時に知っていた場合には、損害賠償を請求することができません。

【損害額の推定】

- ・虚偽記載の事実が公表されたときは、公表前 1 か月間の当該有価証券の市場価額の平均額から当該公表日後 1 か月間の当該有価証券の市場価額の平均額を控除した額を、当該書類の虚偽記載により生じた損害の額とすることができると規定されました。

<不正開示による損害額の算出イメージ>



(6) 役員勝訴時縮小支払割合不適用特約

基本契約および役員を被保険者とする特約において、役員に損害賠償金（解決金、和解金等）の負担のないことが確定した場合、保険金支払時に縮小支払割合 95%を 100%としてお支払いします。

(7) 役員勝訴時免責金額不適用特約

基本契約および役員を被保険者とする特約において、役員に損害賠償金（解決金、和解金等）の負担のないことが確定した場合、保険金支払時に免責金額（自己負担額）を適用せず、お支払いします。

<役員勝訴時縮小支払割合不適用特約および役員勝訴時免責金額不適用特約をセットした場合>

お支払いする保険金 = (損害賠償金 + 争訟費用・示談交渉費用 - 免責金額 (自己負担額) (0円)) × 縮小支払割合 (100%)
≤ 支払限度額

<お支払い例>

ご契約条件：支払限度額 1 億円、免責金額（自己負担額）100 万円（1 請求につき）、縮小支払割合 95%の場合

(例 1) 損害賠償金 1 億円 + 争訟費用・示談交渉費用 3,000 万円のケース（損害賠償金の負担のあることが確定した場合）

(1 億 3,000 万円 - 100 万円) × 95% = 1 億 2,255 万円 > 支払限度額 1 億円

・・・お支払いする保険金 1 億円

(例 2) 損害賠償金 0 円、争訟費用・示談交渉費用 3,000 万円のケース（損害賠償金の負担のないことが確定した場合）

勝訴時：免責金額（自己負担額）適用せず、縮小支払割合 100%

(3,000 万円 - 0 円) × 100% = 3,000 万円 < 支払限度額 1 億円 ……お支払いする保険金 3,000 万円

3. この保険でお支払いできない場合（主なもの）

次のいずれかに該当する損害賠償請求がなされたことによって被る損害に対しては、保険金をお支払いできません。

- (1) 違法に私的な利益や便宜の供与を得たことによる損害賠償請求
- (2) 犯罪行為（刑を課せられるべき違法な行為）による損害賠償請求
- (3) 法令に違反することを認識しながら行った行為による損害賠償請求
- (4) 違法に報酬、賞与などが支払われたことによる損害賠償請求
- (5) 公表されていない情報を利用して違法に株式などの売買を行ったことによる損害賠償請求
- (6) 政治団体、公務員、取引先などに対する違法な利益の供与による損害賠償請求
- (7) 初年度契約の保険期間の開始日より前に行われた行為に起因する一連の損害賠償請求
- (8) 初年度契約の保険期間の開始日より前に会社に対して提起されていた訴訟およびこれらの訴訟の中で申し立てられた事実と同一または関連する事実に起因する損害賠償請求
- (9) この保険契約の保険期間の開始日において、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合（知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）に、その状況の原因となる行為に起因する一連の損害賠償請求
- (10) この保険契約の保険期間の開始日より前に被保険者に対してなされた損害賠償請求の中で申し立てられていた行為に起因する一連の損害賠償請求
- (11) 環境汚染、原子力危険に起因する損害賠償請求
- (12) 身体の障害、精神的苦痛、財物の損壊、人格権侵害に対する損害賠償請求
- (13) 記名法人の子会社でなかった間の記名子会社の役員の行為に起因する損害賠償請求
- (14) 他の被保険者または会社がなし、または関与した損害賠償請求
- (15) 大株主がなし、または関与した損害賠償請求
- (16) 保険手配の失敗に起因する損害賠償請求（保険契約の締結または維持に関する損害賠償請求補償対象外特約）
- (17) コンピュータの日付誤認に起因する損害賠償請求（日付誤認損害補償対象外特約）

<下記(18)については、保険適用地域を日本国内とした場合に適用されます>

(18) 日本以外の地域でなされた損害賠償請求(日本国外危険補償対象外特約)

<下記の(19)、(20)については、保険適用地域に北米を含む場合に適用されます>

(19) 米国1974年従業員退職基金補償法による責任や義務違反に起因する請求(米国従業員退職基金補償法に関する損害賠償請求補償対象外特約)

(20) 米国証券法、米国証券取引法(類似の修正法、州法を含みます。)の規定に違反したことに起因する請求(米国証券取引所法に関する損害賠償請求補償対象外特約)

<下記の(21)については、記名法人もしくはその子会社によるキャプティブ保険会社またはキャプティブ保険法人の所有、経営、維持、管理を行う場合にセットします>

(21) 記名法人もしくはその子会社によるキャプティブ保険会社またはキャプティブ保険法人の所有、経営、維持、管理に起因して被保険者に対してなされた損害賠償請求に起因する損害賠償請求(キャプティブ保険会社に関する損害賠償請求補償対象外特約)

など

(注1) 上記(1)～(6)までは、それらの行為が実際に生じたまたは行われたと認められる場合に適用されます。また、該当する行為を行った役員以外には適用されません。

(注2) 上記(7)～(21)までは、それらの行為が実際に生じたまたは行われたと認められる場合に限らず、それらの申立に基づいて損害賠償請求がなされた場合にも適用されます。

(注3) 「株主代表訴訟会社補助参加費用補償特約」、「取締役等責任免除に係る公告・通知費用補償特約」、「企業情報開示危険補償特約」および「提訴請求対応費用・公告費用補償特約」の4つの特約については、特約を締結した日(特約引受開始日)において、被保険者に対してなされていた損害賠償請求の中で申し立てられていた行為に関連する一連の損害賠償請求に関連して会社が負担した費用等はお支払いできません。

(注4) 上記(15)の大株主の割合は、原則として5%で設定します。

企業情報開示危険補償特約については、上記免責事由（保険金をお支払いできない場合）に加え、次のいずれかに該当する損害賠償請求をなされたことによって被る損害に対しても保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

- (1) 記名法人等が法令に違反することを認識しながら（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）行った開示書類の記載不備に起因する損害賠償請求
- (2) この保険契約の保険期間の開始日において記名法人等が認識していた開示書類の記載不備に起因する損害賠償請求
- (3) この保険契約の保険期間の開始日（ただし、この特約引受開始日の方が後に到来する場合には、この特約引受開始日とします。）において、記名法人に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を記名法人等が知っていた（知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）開示書類の記載不備に起因する損害賠償請求
- (4) この特約引受開始日より前に記名法人等に対して提起されていた損害賠償請求において申し立てられていたのと同ーまたは関連する開示書類の記載不備に起因する損害賠償請求
- (5) この特約引受開始日より前に作成された開示書類の記載不備に起因する損害賠償請求
- (6) 開示書類の記載不備に関連して役員が私的な利益を得たことに起因する損害賠償請求
- (7) 開示書類の記載不備に関連する情報を違法に利用して、記名法人等が有価証券の売買等を行ったことに起因する損害賠償請求
- (8) 開示書類の記載不備に関して記名法人等が刑を科されるべき行為（時効の完成等によって刑を科されなかった行為を含みます。）に起因する損害賠償請求
- (9) 役員、記名子会社、記名法人によって議決権の 20%以上を直接または間接に保有される者、記名法人の総株主の議決権の5%以上を直接または間接に保有する者、または種類株主（会社法第 108 条に定める種類株式を有する株主をいいます。）によって、またはこれらの者が関与してなされた損害賠償請求

4. 支払限度額・免責金額（自己負担額）・縮小支払割合

1 請求および保険期間中の総支払限度額、免責金額（自己負担額）を設定していただきます。

(1) 基本契約（会社役員賠償責任保険普通保険約款＋株主代表訴訟補償特約）	
支払限度額 1 請求および保険期間中……………	億円
免責金額（自己負担額）役員 1 名あたり……………	万円
免責金額（自己負担額）1 請求あたり……………	万円
縮小支払割合……………	%
(2) 株主代表訴訟会社補助参加費用補償特約	
支払限度額 1 請求および保険期間中……………	万円
免責金額（自己負担額）1 請求あたり……………	万円
縮小支払割合……………	%
(3) 取締役等責任免除に係る公告通知費用補償特約	
支払限度額 1 請求および保険期間中……………	万円
免責金額（自己負担額）1 請求あたり……………	万円
縮小支払割合……………	%
(4) 企業情報開示危険補償特約	
支払限度額 1 請求および保険期間中……………	万円
免責金額（自己負担額）1 請求あたり……………	万円
縮小支払割合……………	%
(5) 提訴請求対応費用・公告費用補償特約	
支払限度額 1 請求および保険期間中……………	万円
免責金額（自己負担額）1 請求あたり……………	万円
縮小支払割合……………	%

※会社訴訟一部補償特約（株主代表訴訟補償用）をセットした場合は「基本契約」の内枠払いとなります。

5. 保険金のお支払方法

お支払いする保険金（基本契約）は、次の算式によります。（縮小支払割合 95%）

$$\begin{aligned} \text{お支払いする保険金} &= [(\text{損害賠償金} + \text{争訟費用} \cdot \text{示談交渉費用}) - \text{免責金額}(\text{自己負担額})(\text{注1})] \times 95\%(\text{注2}) \\ &\leq \text{支払限度額} \end{aligned}$$

<お支払い例>

ご契約条件：支払限度額3億円、免責金額（自己負担額）1役員につき10万円、1請求100万円として

（例1）損害賠償金+争訟費用・示談交渉費用1億5,000万円、被告役員2名 の場合

$$\begin{aligned} \text{お支払いする保険金} &= [(1 \text{億} 5,000 \text{万円}) - (10 \text{万円} \times 2 \text{名})] \times 95\% = 1 \text{億} 4,231 \text{万円} \leq 3 \text{億円} \\ &\rightarrow \underline{1 \text{億} 4,231 \text{万円}} \end{aligned}$$

（例2）損害賠償金+争訟費用・示談交渉費用1億5,000万円、被告役員15名 の場合

$$\begin{aligned} \text{お支払いする保険金} &= [(1 \text{億} 5,000 \text{万円}) - (100 \text{万円} (10 \text{万円} \times 15 \text{名} \geq 1 \text{請求} 100 \text{万円}))] \times 95\% \\ &= 1 \text{億} 4,155 \text{万円} \leq 3 \text{億円} \rightarrow \underline{1 \text{億} 4,155 \text{万円}} \end{aligned}$$

（注1）役員勝訴時免責金額不適用特約をセットした場合、基本契約において役員に損害賠償金（解決金、和解金等）負担のないことが確定したときには、役員を被保険者とする保険金支払の際に免責金額（自己負担額）を適用しません。

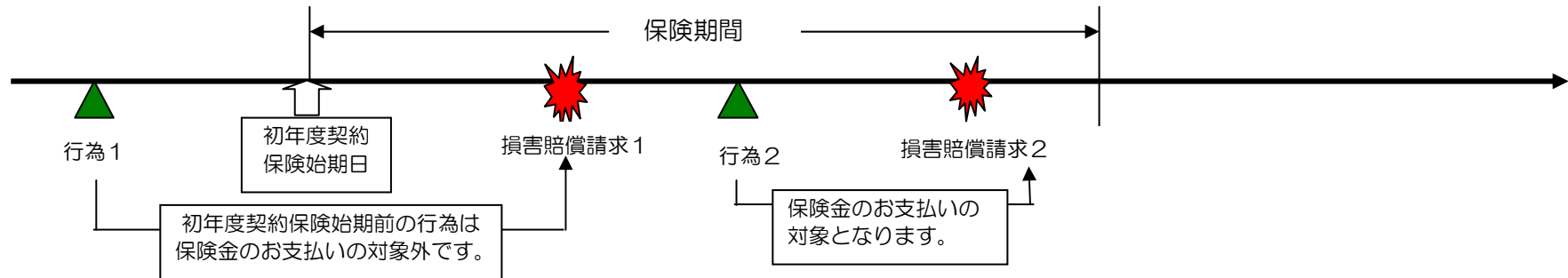
（注2）役員勝訴時縮小支払割合不適用特約をセットした場合、基本契約において役員に損害賠償金（解決金、和解金等）負担のないことが確定したときには、役員を被保険者とする保険金支払の際に縮小支払割合100%を適用します。

6. 保険期間

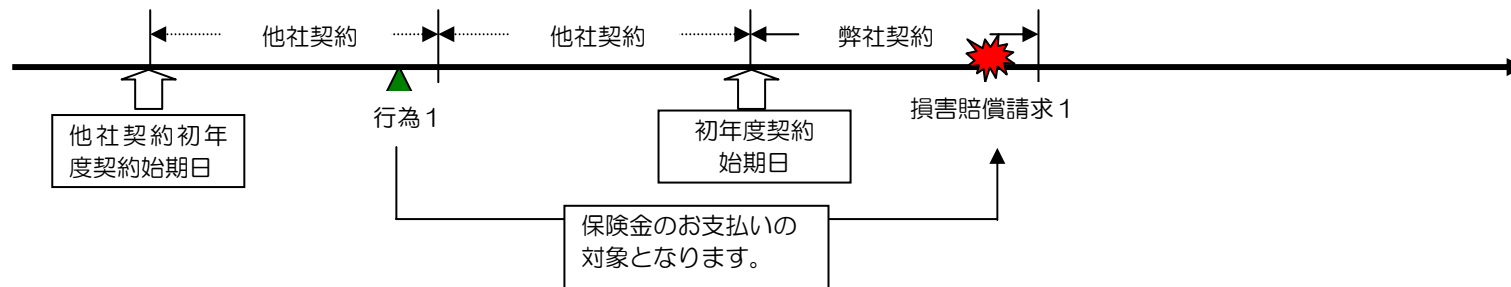
● 保険期間

保険期間は1年間となります。

この保険は、保険期間中に損害賠償請求を受けたものが保険金の支払対象となります。ただし、初年度契約の保険期間の開始日より前に行われた行為に起因する損害賠償請求はお支払いの対象となりません。



*他の保険会社のご契約の切替えにおいて、その他社契約の初年度契約始期日を遡及日とする「先行行為補償特約」をセットすることができます。



7. 保険料・保険適用地域

● 保険料

貴社の業種、営業継続年数、規模、財務内容、保険適用地域などにより、ご契約条件とともに個別に決定させていただきます。

株主代表訴訟会社補助参加費用補償特約、取締役責任免除に係る公告・通知費用補償特約、企業情報開示危険補償特約、会社訴訟一部補償特約（株主代表訴訟補償特約用）および提訴請求対応費用・公告費用補償特約をセットした場合、別に定める特約保険料を払い込みいただきます。

● 保険適用地域

原則として日本国内となりますが、ご希望により全世界を保険適用地域とすることができます。

8. ご契約にあたって

支払限度額、自己負担額、保険料などの内容は貴社の業務内容やご希望をお伺いした上で、個別にお見積りをさせていただきますので、次の書類をご提出ください。

- ①会社役員賠償責任保険（D&O保険）告知事項申告書、子会社補償用告知事項申告書、企業情報開示危険補償特約用告知事項申告書（代表取締役または代表執行役の方の記名・押印をお願いいたします。）
- ②最近の会計年度の貸借対照表、損益計算書、株主持分変動計算書、個別注記表
- ③事業報告書および附属明細書

※②、③については、自社ホームページ、EDINETへ開示されている場合は省略可能です。

9. 万一、損害賠償請求を受けた場合

この保険の対象となる損害が発生する恐れのある損害賠償請求を受けた、またはなされるおそれのある状況を知った場合には、取扱代理店・扱者または引受保険会社にご連絡ください。

この保険契約と補償が重複する他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申し出ください。

この保険には、ご契約者または被保険者に代わって事故の相手（被害者）と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。賠償事故に関わる被害者との示談交渉・弁護士への法律相談・損害賠償請求権の委任等は必ず引受保険会社とご相談のうえ、おすすめください。あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで、損害賠償責任の全部または一部を承認した場合には、損害賠償責任がないと認められる額を保険金から差し引いてお支払いする場合があります。

重要なことから説明しています。ご契約の際には必ずお読みください

ご契約の際にご確認ください。

- この企画書は概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず「重要事項説明書」をご覧ください。この補償内容の詳細につきましては、会社役員賠償責任保険普通保険約款および特約をご参照ください。また、ご不明な点がございましたら、取扱代理店・扱者または引受保険会社にお問合わせください。
- 取扱代理店・扱者は引受保険会社の保険契約の締結権を有しており、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理（ご契約内容の変更等の通知の受領を含みます。）などの業務を行っております。したがって、取扱代理店・扱者とご契約いただき有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接ご契約いただいたものとなります。
- ご契約者と被保険者（補償の対象となる方をいいます。）が異なる場合は、被保険者の方にもここに記載したことからをお伝えくださいますようお願いいたします。
- 保険会社は保険料を領収してはじめて保険金支払の責任を負うことになっておりますので、保険料（分割払の場合は第1回分割保険料）は必ずご契約時と同時に払い込みください。保険料払い込みの際は、引受保険会社所定の保険料領収証を発行することとしておりますので、お確かめください（保険料を口座振替で払い込みいただくご契約等一部保険料領収証を発行しない場合がございます。）。また、ご契約手続きが完了した後、1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、引受保険会社までお問合わせください。
- 共同保険契約について
複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、引受幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社は各々の分担割合に応じて連帯することなく単独別個に責任を負います。
- 損害保険契約者保護機構等について
引受保険会社が経営破綻した場合等、業務または財産の状況が変化したときには、保険金、解約返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり金額が削減される場合があります。この保険は、ご契約者が個人、小規模法人（経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合（以下「個人等」といいます。）である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻後3か月以内に発生した保険事故に係る保険金は100%補償されます。また、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ保険料を負担している場合は、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

ご契約後にご注意いただきたいこと

●保険契約締結後、次の事実が発生した場合には、普通保険約款に定めるところにしたがって、**あらかじめ**引受保険会社にお申し出ください。

- ・告知事項申告書の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合

あらかじめお申し出がない場合はご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないこと（注）がありますので、ご注意ください。

（注）お申し出いただいた結果、追加保険料が発生し、かつ、通知事項と事故との間に因果関係がある場合に限りです。

●保険契約締結後、次の事実が発生した場合には、普通保険約款に定めるところにしたがって、**遅滞なく**引受保険会社にお申し出ください。

- ・ご契約者の住所を変更した場合
- ・貴社（記名法人）または記名子会社が、第三者と会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 27 号から第 32 号まで（吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転をいいます。）に定めるいずれかを行うこと、または記名法人もしくは記名子会社の資産のすべてを第三者に譲渡した場合
- ・第三者が、記名法人または記名子会社の株主の議決権の 50 パーセントを超える株式を取得すること。

●前記に該当しない場合でも、申込書記載事項に変更が発生した場合は、取扱代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

●分割払契約の場合、払込期日にご注意ください。

所定の払込期日までに分割保険料のご入金（口座振替を含みます）がない場合、ご契約が解除されたり、保険金のお支払いができないことがありますのでご注意ください。

●保険証券は大切に保管してください。

万一、損害賠償請求を受けた場合

●この保険の対象となる損害が発生する恐れのある損害賠償請求を受けた、またはなされるおそれのある状況を知った場合には、取扱代理店・扱者または引受保険会社にご連絡ください。

●この保険契約と補償が重複する他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申し出ください。

●この保険には、ご契約者または被保険者に代わって事故の相手（被害者）と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。賠償事故に関わる被害者との示談交渉・弁護士への法律相談・損害賠償請求権の委任等は必ず引受保険会社とご相談のうえ、おすすめください。あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで、損害賠償責任の全部または一部を承認した場合には、損害賠償責任がないと認められる額を保険金から差し引いてお支払いする場合があります。

クーリング・オフ（契約申込みの撤回等）について

この保険は契約お申し込みの撤回等（クーリング・オフ）はできません。ご契約内容をお確かめのうえ、お申し込みください。

(101001)

(AA10C011863/DA10C011062)